

令和2年4月16日
尼崎商工会議所

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
本会議所事務局の業務時間の変更並びに人員体制等について**

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止のため、政府の緊急事態宣言および兵庫県からの要請を受け、本会議所事務局の業務時間並びに人員体制を以下のとおりとさせていただきます。

<期間：4月20日（月）～5月6日（水）>

■業務時間の変更

午前8時45分～16時30分（従前は午前8時45分～17時30分）

■事務局職員の在宅勤務の導入

本会議所事務局内の「密集」度を低下させるため、交代制による在宅勤務を導入しています。通常より限られた人員での業務対応になりご不便をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

■本会議所主催の会議、イベント等の開催について

期間内においては本会議所主催の「会議」「イベント（セミナー・講演会等）」は、原則開催いたしません。

以 上